

足立区 住生活 基本計画

ともに創り 住み継がれる
魅力ある地域と
豊かな住生活 足立

2023 中間検証



住宅課

1 はじめに

(1) 足立区住生活基本計画（以下「住生活基本計画」といいます。）は、足立区基本計画に係る分野別計画として、平成29年11月に策定された住宅政策の総合的な計画です。

| 1

(2) 今回の検証では、計画の上半期（計画初年度から令和3年度）の施策の取り組み・進捗状況について、施策の担当所管が定量的に測定し、各施策に設定した目標の達成状況を《2（1）評価方法》により、測定しました。

(3) 今後は住生活基本計画の改定作業にスムーズに取りかけられるよう、今回の中間検証の結果を踏まえ、令和6～7年度にかけて改定方針の検討を行います。

なお、本計画の改定時期は令和8年度ですが、足立区基本計画および足立区都市計画マスタープラン等の上位計画の改定のタイミングと重なるため、住生活基本計画の計画期間を延長し、令和10年度を目途に改定・施行することといたします。

表1 住生活基本計画関係計画と関係計画の計画期間等

年度	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	
西暦	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	
東京都住宅マスタープラン	←————→						←.....→			中間検証→		
区基本構想	←————※30年後を見据えて策定————→												
区基本計画	←————→						←.....→			→		
区都市計画マスタープラン	←————→						概ね10年の計画			←.....→		→
足立区住生活基本計画	改定						中間検証基準時	検証 空き家実態調査	改定方針の検討 分譲マンション実態調査	改定作業 1年延長		改定	

(4) 次回の住生活基本計画改定にあたっては、事前に空き家実態調査および分譲マンション実態調査等、必要な基礎資料の収集を行い、区の実態に即した目標を設定します。

(5) 次回の住生活基本計画改定における指標・目標はSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の17の目標に配慮して設定していきます

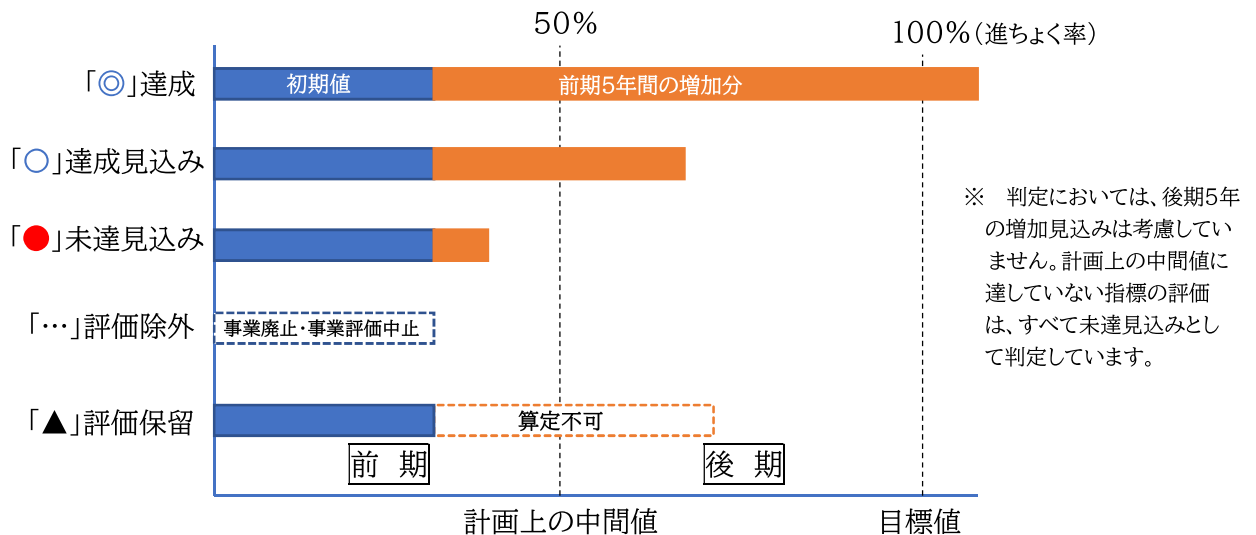
2 目標の達成状況

(1) 評価方法

足立区住生活基本計画には、足立区基本計画に基づく4つの基本目標のもと、55項目の施策指標と個別目標が設定されています。今回の中間検証では、施策指標に設定された個別目標について、計画開始より5年が経過した時点（概ね令和3年）における実績値・推計値に基づき、各担当所管が進捗状況を下記の5段階で評価しました。

| 3

- 「◎」達成 すでに目標を達成したもの
- 「○」達成見込み 中間までの推移・実績等から目標の達成が見込まれるもの
- 「●」未達見込み 中間までの推移・実績等から目標の達成は困難であると見込まれるもの
- 「…」評価除外 達成状況の検証ができないもの
 例：① 調査・アンケート対象の変更により当初の値と中間の値の対比ができなくなったもの
 ② 法令・計画等の改廃により施策評価を行わなくなったもの
 ③ 事業が廃止になったもの
- 「▲」評価保留 中間検証時には評価できないもの
 例：データ不足等により今後公表される統計またはアンケート結果によって評価する必要があるもの



判定イメージ図

(2) 集計結果

目標の達成状況

| 4

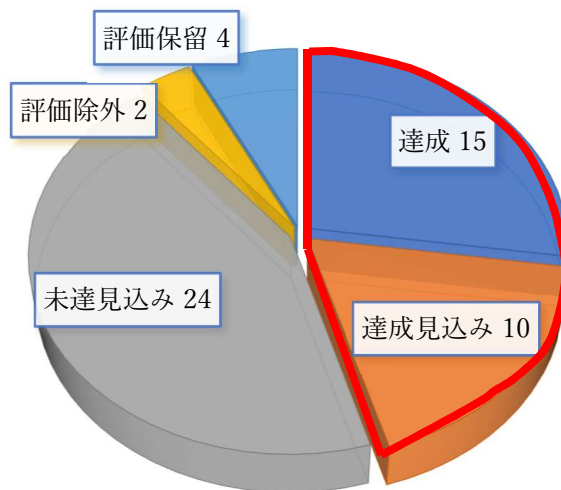


表2 基本目標・基本方針別達成率

基本目標	基本方針	①指標数	②達成数	③評価除外	④達成率	達成率計
足立に住みたい・住み続けたい 多様な人々が活躍できる	A 望む住宅を見つけられる・住み続けられる	7	4	0	57.1%	66.7%
	B 多世代が共存するコミュニティの中で暮らす	5	4	0	80.0%	
地域が見守り支えあい 安全・安心に住まう 足立のくらしを高める	C 地域とともに安全・安心な住まいを築く	12	2	0	16.7%	30.0%
	D お互いに支えあいながら住み慣れた場所で安心して暮らす	9	4	1	50.0%	
足立らしい地域の魅力を発信し 歩きたくなるようなまちを育てる	E 地域の魅力を発信し、まちを成長させる	9	6	0	66.7%	50.0%
	F 将来に受け継がれる魅力ある住まいに暮らす	8	2	1	28.6%	
公営住宅等ストックを地域に開き 足立の新たな活力につなげる	G 公共住宅を地域に開き、まちの活力を支える	3	2	0	66.7%	60.0%
	H 地域コミュニティを活性化させる	2	1	0	50.0%	
計		55	25	2	47.2%	

注：達成数は達成＋達成見込みの合計（上記グラフの赤線内と同じ）です。
また、達成率は《②÷（①－③）》で算出しています。

3 検証総括

- (1) 検証期間（平成28年～令和3年）における住生活に関する主なできごと
- ア 2020（令和2）年1月頃から新型コロナウイルス感染症が国内で流行し、人々の生活が一変しました。
 - イ 外出自粛や遠隔勤務（テレワーク）などにより、自宅で過ごす時間が増えました。
 - ウ 2021（令和2）年から2022（令和4）年にかけて、区内から区外への転出超過が起きました。
 - エ 官民の主催を問わず、多くの人が集まるイベントや対面型のイベントの多くが開催中止になりました。
 - オ 感染症の流行予防のため、手洗い・消毒の必要性が認知されました。
 - カ 2019（令和元）年に発生した台風15号の被害等から、水害（洪水・内水氾濫）に対する備えの必要性が認識されることとなりました。
 - キ 国内外の工場閉鎖や輸出入の停止により、様々な製品や建築材料等が不足・高騰し、住宅・建築産業等にも大きく影響しました。
 - ク 内燃方式の自動車から電気自動車（EV）へシフトしていくことが発表されました。
 - ケ 上記のほか、「省エネ・創エネ」「人手不足」「働き方改革」「DX（デジタル技術の活用）」「空き家」「住宅要配慮者」「人口減」「民泊」「LGBT」「民族の多様性」「マンション管理の2つの老い」などが社会的な注目を集めました。

5

(2) 達成率について

- ア 施策の多くが、新型コロナウイルス感染症流行の影響を受けました。
- イ 中間検証では、概ね過半（47.2%）の指標が達成または達成見込みとなりました。
- ウ 基本目標のうち、特に達成率が低いものは、「地域が見守り 支えあい 安全・安心に住まう足立のくらしを高める」の30.0%でした。
- エ 基本方針のうち、特に達成率が高いものは、「多世代が共存するコミュニティの中で暮らす」の80.0%でした。
- オ 防災・防犯に関する施策では、ハード面（まちの整備・各戸の改善など）の達成率が低調でした。

(3) 総括

本計画の前期5年間で社会や人々の生活が大きく変化し、これまでの課題・目標のほか、新たな課題・目標が数多く生まれました。区の施策も重要度・優先順位が本計画の策定時点から大きく変わっています。

本検証においては、コロナ禍等で生じた影響を考慮して目標値の再設定を行っています。本計画の改定時には社会変化に応じた施策指標を取り入れた計画となるように検討していきます。

施策指標集計表

施策の方向	施策指標	計画 初期値	想定 中間値	検証 中間値	進ちよく 評価	最終目標		担当所管	中間期までに行った 目標達成のための 主な取り組みと検証	目標値変更の理由と 変更目標値の設定根拠	目標達成のための 今後の取り組み		
						当初	変更						
A-1 若年世帯向け 住宅の供給誘 導	① 保育需要に対する 待機児童率 ※低減目標 【基本計画】	2.4% (H27年度)	0% (R2年度)	0% (R2年度)	◎ 達成	0% (R6年度)	—	私立保育園課	認可保育所、小規模保育、東京都認証保育所の新規施設整備等により、平成27年度から令和2年度までの間に4,000人超の保育定員の拡大を行った。	—	足立区待機児童解消アクション・プランに基づき、待機児童対策を引き続き継続していく。		
	② 学童保育室の待機 児童率 ※低減目標 【基本計画】	3.9% (H27年度)	0% (R2年度)	6.1% (R2年度)	● 未達見込	0% (R6年度)	4.6% (R6年度)	住区推進課	「足立区学童保育室整備計画」を策定し、需要予測をもとに需要が多い地域を優先的に学童保育室の整備を行った。	【目標変更】 「足立区基本計画」の中間見直しにより目標値を変更したため、目標値の指標を基本計画の令和6年度目標値に合わせた。	① 待機児童解消を喫緊の課題として捉え、早期の解消を目指していく。 ② 最新の実績を踏まえ、学童保育室が不足するすべての地域での整備を目指していく。		
	③ 既存ストックの利活用に関する相談及び利活用を促進するための講座等のイベント参加人数 (累計)	—	500件 (R3年度)	1,010件 (R3年度)	◎ 達成	1,000件 (R8年度)	—	住宅課	平成29年度から平成31年度の3年間に於いて、千住地区を中心に空き家利活用促進のためのモデル事業を業務委託により実施した。空き家の利活用を地域住民に啓発するため、まち歩きやトークイベント、DIY体験など各種イベントを行った。 モデル事業は3ヶ年で終了したが、令和2年より区内各所で出張相談会を開催し、専門家と協働で利活用の方法に関する相談のほか、管理に関する指導・助言や権利関係の相談に応じる事業を行っている。	—	空き家対策は地域の課題であり、地域の特性・特色に応じた密接な取り組みが必要である。また、個々の所有者の事情に対する相談に応じることで、空き家が増加していくことの抑制に繋がることから、引き続き、空き家無料相談会を実施していく。 また、今後、実施する空き家実態調査を通じ、きめ細やかな相談体制を築いていきます。		
表3 イベント・相談会の実施回数と参加者数													
		まち歩き		トークイベント		DIY体験		相談会		発表会		参加者計	
H29		2回 31、35名		3回 40、43、93名		—		—		—		5回 242名	
H30		2回 155、30名		3回 30、33、63名		2回 15、25名		—		—		7回 351名	
R1		1回 16名		2回 40、30名		—		1回 3名		1回 252名		5回 341名	
R2		—		—		—		17回 39件		—		17回 39件	
R3		—		—		—		43回 37件		—		43回 37件	
計		5回 267名		8回 372名		2回 41名		61回 79名		1回 252名		17回 1010名	
上段:実施回数/下段:参加者数													
													
【イベント実施時の様子】													

施策の方向	施策指標	計画 初期値	想定 中間値	検証 中間値	進ちよく 評価	最終目標		担当所管	中間期までに行った 目標達成のための 主な取り組みと検証	目標値変更の理由と 変更目標値の設定根拠	目標達成のための 今後の取り組み
						当初	変更				
<p>A-2</p> <p>拠点開発に伴い多様な住宅供給</p>	<p>① エリアデザインがある地域ブロックで暮らしやすいと感じている区民の割合</p> <p>【基本計画】</p>	79.9% (H27年度)	81.9% (R2年度)	※参考値 (86.0%) (R2年度)	▲ 評価保留	83.9% (R6年度)	90.0% (R6年度)	まちづくり課 エリアデザイン計画担当課	<p>令和2年度までにエリアデザイン地域内で着手した拠点開発は次の4か所である。</p> <p>① 文教大学東京あだちキャンパス (花畑エリア) ② 六町安全安心ステーション (六町エリア) ③ 東京女子医科大学附属足立医療センター (江北エリア) ④ 竹ノ塚駅付近鉄道高架化 (竹の塚エリア)</p> <p>エリアデザインを実施している個別エリアについて検証した結果は次のとおりである。</p> <p>(1) エリア内平均値は、令和2～4年度の各年度でエリア外の平均値を上回っている。</p> <p>(2) 綾瀬、千住、西新井・梅島の3エリアにおいて、「暮らしやすい」と感じている区民がエリアデザイン地域内の平均値(86%)を上回った。</p> <p>(3) 平均値を下回った江北、花畑、竹の塚、六町の4エリアでは、令和2年度までに上記の拠点開発に着手した。</p> <p>(4) 江北エリアでは、女子医大足立医療センターが建設途中の令和3年度に10%以上増加した。</p> <p>(5) 花畑エリアでは、令和2～4年度に、文教大学の開学、花瀬橋の架橋、毛長公園の整備などが続き増加した(73.6→78.7→89.8%)。</p> <p>(6) 竹の塚エリアでは、高架化工事が進んだ令和3～4年にかけて微増した(84.2→86.1%)</p> <p>(7) 六町エリアでは、安全安心ステーションろくまるの開設(令和3年)前後で7.9%(84.5→92.4%)増加した。</p> <p>拠点開発が進むことで、まちが変わってくるのが実感でき、「暮らしやすい」と感じる区民が増えたと考えられる。</p> <p>【次ページに続く】</p>	<p>【目標変更】</p> <p>区の世論調査の対象エリアが変更になったため、平成27年との比較・検証ができなくなった。今後においては現状の値(令和2年度)と計画最終年(令和6年度)の目標値について比較・検証することとしたので、目標値を検証可能なエリアのものに変更した。</p> <p>なお、左記の現状値は平成27年に実施した調査対象エリアと異なるエリアで実施した結果の値である。</p> <p>①から④までのエリアに加え、令和6年度までに下記の⑤から⑧の拠点開発に着手する予定である。</p> <p>⑤ 綾瀬駅前開発 (綾瀬ゾーン 令和3年度着工) ⑥ 江北すこやかプラザあだち (江北エリア 令和4年度着工) ⑦ 六町駅前開発 (六町エリア 令和6年度着工予定) ⑧ 高野小学校跡地 (江北エリア 令和6年度着工予定)</p>	

【次ページより】



① 文教大学東京あだちキャンパス
(花畑五丁目・令和3年4月開学)



② 六町安全安心ステーション
(六町四丁目・令和3年11月開設)



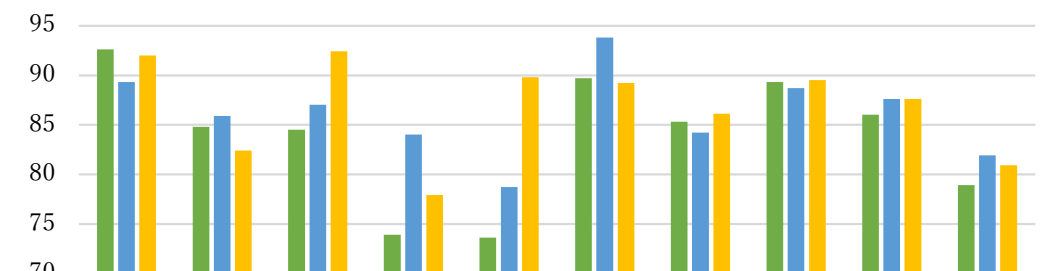
③ 東京女子医科大学附属足立医療センター
(江北四丁目・令和4年1月開院)



④ 竹ノ塚駅付近鉄道高架化
(竹の塚・令和5年3月踏切解消)

「暮らしやすいと感じる区民の割合」の推移

単位:%



	綾瀬 ゾーン	北綾瀬 ゾーン	六町エ リア	江北エ リア	花畑エ リア	千住エ リア	竹の塚 エリア	西新 井・梅 島エリ ア	エリア デザイ ン地域 内	エリア デザイ ン地域 外
■ 令和2年	92.6	84.8	84.5	73.9	73.6	89.7	85.3	89.3	86	78.9
■ 令和3年	89.3	85.9	87	84	78.7	93.8	84.2	88.7	87.6	81.9
■ 令和4年	92	82.4	92.4	77.9	89.8	89.2	86.1	89.5	87.6	80.9

施策の方向	施策指標	計画 初期値	想定 中間値	検証 中間値	進ちよく 評価	最終目標		担当所管	中間期までに行った 目標達成のための 主な取り組みと検証	目標値変更の理由と 変更目標値の設定根拠	目標達成のための 今後の取り組み
						当初	変更				
A-3 拠点開発に伴い多様な住宅供給	① 既存ストックの利活用に関する相談及び利活用を促進するための講座等のイベント参加人数 (累計)	—	500件 (R3年度)	1,010件 (R3年度)	◎ 達成	1,000件 (R8年度)	—	住宅課	【既出の記載内容と同一のため省略します。9ページのA-1③を参照ください。】		
A-4 適切な住宅供給のための規制誘導	① 7つの複合型拠点における中高層化率 【都市計画マスタープラン】	7% (H23年度)	11% (R3年度)	8% (R4年度)	● 未達見込	13% (R7年度)	—	都市建設課	北千住・綾瀬・竹ノ塚・西新井・六町・江北・花畑の各エリアでは、エリアデザイン計画に基づくまちづくりを推進している。これらの複合拠点では土地の高度利用が求められることから、建物の中高層化率が成果指標の1つとなっていた。 しかし、今回の実績値は文教大学（花畑五丁目）や東京女子医科大学附属足立医療センター（江北四丁目）の建設に伴う公営団地の解体時期と重なったことから、一部の地区内で中高層建物数が大幅に減少した影響を受けて、目標値を下回ったものと推測される。	—	多くの人が集まる複合拠点では、土地の高度利用が求められる一方、魅力的な拠点づくりを進めるためには、中高層化率の指標だけでは測りきれない部分がある。エリアデザインの計画に基づく複合拠点では、今後も建物の中高層化を始めとする高度利用を進めていく一方、中高層化率に替わる新たな成果指標や補完する指標を次回の改定にあわせて検討していく。
	② 足立区環境整備基準の住居系事業の承認割合	90% (H27年度)	100% (R3年度)	100% (R3年度)	◎ 達成	100% (R6年度)	削除	開発指導課	従前は指導要綱（足立区環境整備基準）により区内における集合住宅の適切な供給を誘導してきたところであるが、平成31年度に足立区集合住宅の建築及び管理に関する条例を制定し、条例を根拠として指導・誘導することとした。 この結果、住居系事業の承認割合が100%を達成し、ワンルームマンションに偏らず、バランスのとれた住宅供給が担保されることとなった。	【達成】 条例化によって恒常的な施策目標が達成でき、目標値が不要となったため、削除した。	—

施策の方向	施策指標	計画 初期値	想定 中間値	検証 中間値	進ちよく 評価	最終目標		担当所管	中間期までに行った 目標達成のための 主な取り組みと検証	目標値変更の理由と 変更目標値の設定根拠	目標達成のための 今後の取り組み
						当初	変更				
B-1 多世代居住・ 交流の実現	① 65歳以上の単身世帯・夫婦世帯の子との同居・近居の割合(片道15分未満の場所に住んでいること)	29.7% (H25年度)	30% (R3年度)	39.2% (H30年度)	◎ 達成	30% (R6年度)	30% (R5年度)	住宅課	親世帯と子世帯が適度な距離感で暮らしながら共に支え合うことができるよう、お互いにメリットのある「近居」について、東京都住宅供給公社の「近居であんしん登録制度」やUR都市機構による「近居割」・「近居割WIDE」の近居促進支援を窓口やセミナー等で積極的に案内した。	【目標変更】 指標値は住宅・土地統計調査の数値を採用しているため、中間値の算定基準年を平成30年に変更した。 また、目標の算定年を統計の実施年である令和8年から令和5年に変更した。	当初の計画目標は達成されたが、引き続き来庁された区民に対して、東京都住宅供給公社やUR都市機構の近居促進支援の周知啓発を図る。 また、民間賃貸住宅への取り組みとして、区内不動産取引業団体との打ち合わせ機会において、単身高齢者の見守りや孤独死対策の観点から、近居の有用性について周知していく。
	② 町会・自治会加入世帯率	56.0% (H27年度)	60% (R2年度)	49.3% (R2年度)	● 未達見込	60% (R6年度)	50% (R6年度)	地域調整課	転入者へ加入促進チラシ・パンフレットを配布した他、加入促進のチラシを未加入マンションへ配布した。未加入者に向けては、あだち広報や区HPで情報発信をしている。 また、町会・自治会に対しては、各種補助金等を情報提供している他、町会・自治会の活動事例を講演会で発表し、好事例を共有できるように支援した。	【目標変更】 重点プロジェクトの事業評価結果を反映し、目標値を変更した。	これまでの取り組みに加えて、未加入世帯でも子どもを通じて町会・自治会活動に参加でき、緩やかな関係から町会・自治会が加入促進に繋がれるように、「未加入世帯も参加できる子ども向け事業助成」を新たに開始した。また、町会・自治会の活動を未加入者に伝えるためのチラシ作成・配布にかかる費用を助成する「町会・自治会活動周知・加入勧奨チラシ作成・ポスティング費用助成」を新たに開始した。これらの新たな助成制度の活用を促し、地域活動の再開を支援していく。
	③ NPO活動支援センター登録団体数【基本計画】	178団体 (H27年度)	190団体 (R2年度)	191団体 (R2年度)	○ 達成見込	200団体 (R6年度)	—	協働・協創推進課	コロナ禍においては、講座や説明会を対面とオンラインのハイブリッド形式で行う等、時勢の変化に対応することで継続実施を実現し、登録団体数を伸ばすことができた。	—	子ども食堂スタッフ体験教室などの実践的な区民向け講座を開催し、区民の参加意識を醸成し、活動を促すことで地域活動の総量の増加を図り、登録団体数の増加につなげる。
	④ サロンやサークル等、地域で高齢者が参加できる集いの場の発掘を支援した数	0か所 (H27年度)	100か所 (R2年度)	157か所 (R2年度)	○ 達成見込	200か所 (R6年度)	削除	地域包括ケア推進課	令和2年度から始まった生活支援体制整備事業の一環として、地域包括支援センターに地域の集いの場の活動把握業務委託を開始した。	【目標削除】 令和3年に行われた基本計画の改定により指標としての取扱が終了したことから、施策目標としての目標値を設定することは取り止めた。 事業については、引き続き継続して実施していく。	—



【加入促進パンフレット】



【加入促進チラシ】

施策の方向	施策指標	計画初期値	想定中間値	検証中間値	進ちよく評価	最終目標		担当所管	中間期までに行った目標達成のための主な取り組みと検証	目標値変更の理由と変更目標値の設定根拠	目標達成のための今後の取り組み
						当初	変更				
B-2 住み替えによるバランスの取れたコミュニティ形成	① マイホーム借り上げ制度へ登録している住宅数(H18年10月からの累計)	12件 (H28年度)	30件 (R3年度)	55件 (R4年度)	◎ 達成	50件 (R8年度)	—	住宅課	マイホーム借り上げ制度とは、一般社団法人移住・住みかえ支援機構が実施している健全な空き家を借り上げて、賃貸住宅として提供する制度のことである。本制度のパンフレット等を活用し、周知啓発を実施している。	—	空き家対策の一環としても有用な制度であるので、借り手側・貸し手側の双方に周知していく。
	C-1 安全・安心の住まいづくり	① 住宅の耐震化率【基本計画】	83% (H27年度)	95% (R2年度)	91% (R2年度)	● 未達見込	概ね達成 (R7年度)	95% (R7年度)	建築防災課	年間の主な取り組みとして、あだち広報へ助成制度等の掲載を4回行うとともに、区民に向けた耐震説明会・相談会を44回開催することで、耐震化の必要性を周知した。また、千本桜まつり及びAフェスタなどのイベントでの普及啓発や木造密集地域を含む特定地域内の助成金額を拡充し、耐震化の促進を図った。 耐震助成申請件数は、建物所有者の経済状況や地震に対して不安を感じていない等の理由から、年々減少している傾向にある。	【目標変更】 平成30年住宅・土地統計調査の結果を基に、令和3年に足立区耐震改修促進計画を改定した際、耐震化率を見直したため、これに合わせて目標値を変更する。
	② 重点的に取り組む密集市街地の不燃領域率	58% (H27年度)	70% (R2年度)	62.2% (R2年度)	● 未達見込	72% (R6年度)	67% (R6年度)	建築防災課	密集市街地整備事業により関原一丁目地区、足立一・二・三・四丁目地区、西新井駅西口周辺地区、千住仲町地区及び千住西地区において、広場や道路拡幅整備を実施してきた。 都市防災不燃化促進事業により補助136号線及び補助138号線沿道の不燃化促進区域にて、燃えにくい建物への建替え等に補助金を交付し、建替え等を促進してきた。 不燃化特区制度により平成26年度から西新井駅西口周辺地区(54.8ha)、平成27年度から足立区中南部一帯地区(645.4ha)を不燃化特区に指定し、解体・建替え工事に助成金を交付してきた。 これらの結果、最終的に取り組む密集市街地(不燃化特区区域)の不燃領域率は平成27年度の58%から令和2年度で62.2%に向上した。しかし、東京都防災都市づくり推進計画における一律70%の目標値はハードルが高く、実際には4.2%の上昇に留まった。	【目標変更】 東京都は令和2年度末に改正した東京都防災都市づくり推進計画において、不燃化特区制度の事業期間を当初計画していた令和2年度から令和7年度までに延伸した。 これにより、各地域一律70%から平成28年度時点の不燃領域率に10ポイント以上を加えた値を令和7年度までの目標値とすることが示された。これに併せ、区では令和7年度の不燃領域率の目標を68%に変更し、区の基本計画の目標値を令和6年度に67%として設定したため、整合を図った。	密集市街地整備事業を継続している西新井駅西口周辺地区及び千住西地区では、引き続き、協議会と協働によるまちづくりを進め、関係権利者や事業者等の協力を得ながら広場や道路拡幅整備に取り組んでいく。 都市防災不燃促進事業を活用し、引き続き、延焼遮断帯の早期形成を図るため、不燃化促進区域内の建替え促進を行う。 不燃化特区制度を活用し、地区内の住宅等の約4万戸、関係事業者約1,200社へチラシ配布を行う。また、地区内8か所で計16回/年の解体・建替え相談会を開催する。引き続き、あだち広報・ホームページの活用などにより事業の周知・啓発活動を行っていく。 特に不燃化特区制度では、令和5年度より建築費助成の新設及び解体費助成を増額する。加えて、これまで以上に事業の周知・啓発活動を積極的に行うことで、新たな目標達成に向け不燃化を加速させる。

施策の方向	施策指標	計画 初期値	想定 中間値	検証 中間値	進ちよく 評価	最終目標		担当所管	中間期までに行った 目標達成のための 主な取り組みと検証	目標値変更の理由と 変更目標値の設定根拠	目標達成のための 今後の取り組み	
						当初	変更					
C-1 安全・安心の 住まいづくり	③ 特定地域における 無接道家屋の建替 え認定・許可件数 (累計)	— (H28 年度)	100 件 (R3 年度)	※参考値 (16 件) (R3 年度)	▲ 評価保留	200 件 (R8 年度)	42 件 (R8 年度)	開発指導課	<p>あだち広報や A-FESTA 等を活用し、区民への制度周知に努めた。あわせて、「全日本不動産協会」及び「東京都宅地建物取引業協会」との連絡会や研修会において、制度を紹介し、積極的に活用していただくよう協力を依頼した。</p> <p>相談案件については、無接道家屋の解消又は建替えの可能性がないか、ヒアリングを丁寧に行い、調査を徹底して行った。また、分かりやすい案内を作成するなどの業務改善を随時行ってきた。</p> <p>許可の可能性が認められる案件は、建築審査会において、建替えが及ぼすまちの安全性に対する効果について委員へ丁寧に説明し、理解が得られるよう努めた。</p>	<p>【目標変更】</p> <p>無接道家屋の除却のみが行われた場合、実態を正確に把握することは困難であり、除却を含んだ中間値の算定は実施できなかった。そのため、中間値は建替え認定・許可件数のみである。今後、実績数及び目標値は建替え・除却件数から建替え認定・許可件数に改める。</p> <p>評価については、現状値が除却を含む数値であり、直接対比が可能な数値となっていないため、次回の検証時に改めて評価することとする。</p> <p>無接道家屋の建替えには建築基準法第 4 3 条第 2 項に基づく認定又は許可が必要となる。目標値はこれまでの実績値の推移から推定して新たに設定する。</p>	<p>ホームページやあだち広報などで許可実績を紹介し、事業の普及啓発に努める。また、関係権利者との調整が困難なものについては、区が主体的に関わり、協定団体との連携を機能させながら丁寧に対応していく。</p>	
	C-2 強靱な住宅 地づくり	① 都市計画道路整備 延長の割合 (区内総延長) 【基本計画】	75% (H27 年度)	81% (R2 年度)	78% (R2 年度)	● 未達見込	82% (R6 年度)	—	道路整備課	<p>区施工の補助第 2 5 8 号線六町加平橋の取り付け道路部や補助第 2 5 9 号線、補助第 2 7 4 号線については、概ね目標の工程どおり工事施工を行った。</p>	—	<p>区施工である補助第 1 3 8 号線江北地区は令和 5 年度に事業認可を取得した。また、補助第 2 5 5 号線は基本設計及び用地測量に着手した。</p> <p>補助第 2 5 6 号線、区画街路第 9 号線については用地買収を粛々と行う。</p> <p>引き続き東京都と協力しながら、都施工路線の早期完了を目指す。</p>
		② 細街路整備距離 (累計)	71,449m (H28 年度)	79,500m (R3 年度)	79,413m (R3 年度)	● 未達見込	87,500m (R8 年度)	—	建築防災課	<p>あだち広報、ホームページ、金融機関での配架、他所属との連携などによる周知や窓口での丁寧な説明を行ったことより、実績値が中間の目標値と近似値であった。</p>	—	<p>引き続き周知に努め、事業を推進していく。</p>
③ 重点的に取り組む密 集市街地の不燃領 域率 【基本計画】	58% (H27 年度)	70% (R2 年度)	62.2% (R2 年度)	● 未達見込	72% (R6 年度)	67% (R6 年度)	建築防災課	<p>【既出の記載内容と同一のため省略します。14ページの C-1 ②を参照ください。】</p>				

施策の方向	施策指標	計画 初期値	想定 中間値	検証 中間値	進ちよく 評価	最終目標		担当所管	中間期までに行った 目標達成のための 主な取り組みと検証	目標値変更の理由と 変更目標値の設定根拠	目標達成のための 今後の取り組み
						当初	変更				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">C-3</div> 地域活動を通じた防災・防犯対策	① 区内刑法犯認知件数 ※低減目標 【基本計画】	6,519 件 (H28 年度)	5,519 件 (R2 年度)	3,693 件 (R2 年度)	◎ 達成	4,300 件 (R6 年度)	3,700 件 (R6 年度)	危機管理課	<p>刑法犯認知件数は当初の目標値を大きく下回って達成することができたが、安全安心なまちの実現には、区と地域と警察が一体となって「足立区総ぐるみ」で防犯対策に取り組む必要がある。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域活動の自粛や各種イベントが中止となったため、非接触型の啓発活動を実施した。また、新型コロナウイルス感染症の感染が落ち着いた後については啓発活動を促進していく。</p>	<p>【目標変更】 区内刑法犯認知件数が減少傾向にあったため、当初設定した目標値をさらに低減させた。 都市計画マスタープランの中間検証の際に数値を変更した。</p>	<p>今後は警察だけでなく、庁内関係所管との連携を図りながら、防犯対策や啓発方法のさらなるブラッシュアップを検討し、また体感治安の一層の向上を図るため、刑法犯認知件数の減少などの情報発信を積極的に行い、区のイメージアップを図る。</p> <p>都市計画やまちづくりの面からは、開発事業者や公共施設整備主体へ対し、引き続き「防犯設計ガイドライン」の活用を求め、集合住宅や住宅地開発、道路・公園などの設計の際に、見通しの確保された空間設計や防犯建物部品、防犯カメラ等の防犯設備の採用を推進するなど、防犯性の高い環境形成を推進する。</p> <p>また、以下の取り組みを進めて行く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 駅前等繁華街以外の地域への防犯カメラの設置 イ 青バトの地域団体への貸出、青バトの運行を事業者への委託 ウ 開発事業者等へ、防犯設計ガイドラインの活用を促す エ AIシステム設置費用補助（万引き対策） オ 自動通話録音機のさらなる貸与の促進（特殊詐欺対策） カ 防犯機能強化型カメラ付きテレビドアホンの設置補助（特殊詐欺対策） キ 各種防犯対策グッズの配布（センサーライト、防犯フィルム） ク 防犯対策品の購入費及び設置費補助

施策の方向	施策指標	計画初期値	想定中間値	検証中間値	進ちよく評価	最終目標		担当所管	中間期までに行った目標達成のための主な取り組みと検証	目標値変更の理由と変更目標値の設定根拠	目標達成のための今後の取り組み
						当初	変更				
C-3 地域活動を通じた防災・防犯対策	② 防犯まちづくり推進地区認定数(累計)	8 町会・自治会 (H28 年度)	23 町会・自治会 (R3 年度)	19 町会・自治会 (R3 年度)	● 未達見込	38 町会・自治会 (R8 年度)	26 町会・自治会 (R8 年度)	危機管理課	<p>これまで「防犯まちづくり推進地区」は広報紙による認定効果の掲載や未認定地区への制度説明を行い、認定地区拡大を図ってきた。</p> <p>しかし、計画当初は毎年3町会の新規認定を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大による町会・自治会活動の制限・縮小が余儀なくされてきた。そのため、令和2年度以降は新規認定に向けた積極的な働きかけができず、目標していた認定数よりも少ない達成状況となった。</p> <p>一方で認定地区に対しては5年ごとの更新制度に基づき、憲章達成度についてのヒアリングやまち歩きを実施し、憲章改正の検討を踏まえ認定更新してもらえるように努めた。よって認定数の維持は達成できた。</p>	<p>【目標変更】</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大による町会・自治会活動が縮小傾向にある中で防犯活動に満足に尽力できない地域もあり、新規認定地区の拡大が難しい現状がある。</p> <p>一方で、「防犯まちづくり推進地区」は各町会・自治会による主体的な活動によって成り立つものである。防犯活動に意欲的に取り組んでいただけるような、継続的な働きかけが必要になる。そのため、認定済み地区の活動を活発化させることで認定地区の風化を防いでいくことも重要であると考え、認定数目標値を下方修正した。</p>	<p>新規認定地区拡大は近隣町会の紹介や勧誘による力大きい。そのため、区民事務所と連携し、町会・自治会長が集まる場に参加して制度の周知をしていく。その際、防犯まちづくり推進地区認定によるメリット提示を積極的に行い、自主的に認定に動いていただけるよう図っていく。</p> <p>認定済み地区の効果向上の面からは、各地区の活動状況や地域特性、認定前後の刑法犯認知件数の推移を踏まえながら効果検証をしていく。その上で必要な対策を認定地区ごとに検討し、町会・自治会の方との対話を重ねながら効果的な防犯活動を続けていただけるようサポートしていく。</p>
	③ 地区防災計画策定団体数(累計) 【基本計画】	2 団体 (H27 年度)	45 団体 (R2 年度)	46 団体 (R2 年度)	○ 達成見込	100 団体 (R6 年度)	98 団体 (R6 年度)	災害対策課	<p>町会・自治会への事前説明、新規策定支援ワークショップを実施した。</p>	<p>—</p>	<p>町会・自治会への事前説明、新規策定ワークショップを継続して取り組む。</p>

施策の方向	施策指標	計画 初期値	想定 中間値	検証 中間値	進ちよく 評価	最終目標		担当所管	中間期までに行った 目標達成のための 主な取り組みと検証	目標値変更の理由と 変更目標値の設定根拠	目標達成のための 今後の取り組み
						当初	変更				
C-4 既存ストック の適正管理 の推進	① 住宅相談等の参加 件数(累計)	207件 (H28年度)	1,600件 (R2年度)	818件 (R3年度)	● 未達見込	3,000件 (R8年度)	1,800件 (R8年度)	住宅課	相談等の事業として、住まいの相談・分譲マンションアドバイザー派遣・マンション相談・分譲マンション維持管理セミナー・総合住宅相談会を実施してきたところであるが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う自粛期間等に相談事業が実施できず、参加件数が落ち込んだ。	【目標変更】 当初の目標は300件/年であったが、新型コロナウイルス感染症による相談事業の中止等を鑑み、目標を低減した。 なお、新たな目標値は令和3年までの実績値に個別の年間実績(合計:約200件/年)の積み上げを加えて値とした。	令和4年より住まいの相談会の相談枠数を2枠から3枠に増やし、相談機会の増加を図った。今後においてもニーズに併せ相談枠の増加を検討していく。 また、公的団体・民間資格者団体の無料相談会の充実が著しいことから、これについても周知を図っていく。
	② 老朽家屋の指導件 数	270件 (H26~H28 年度の 平均)	270件 (R3年度)	168件 (R3年度)	● 未達見込	270件 (R8年度)	180件 (R8年度)	開発指導課	全区調査や通報により判明した老朽家屋に対し、粘り強く、継続して危険解消への働きかけを進めている。また、不燃化特区などの解体助成を案内することで、所有者自らが危険解消へ着手できるよう支援を行っている。	【目標変更】 平成23年度に421件あった危険な老朽家屋が令和3年度では107件と順調に減少している。区の働きかけにもかかわらず、残存する危険な老朽家屋には、所有者の高齢化や複雑な相続問題等の困難な事情を抱えている現状がある。 そのため、1件ごとの老朽家屋所有者への対応は、事業開始当初よりかなりの時間を要している。 平成31年以降、老朽家屋の指導件数は170から180件で推移してきているため、今回目標値設定の件数変更を行う。	危険な老朽家屋を最優先とし、所有者等が抱える様々な問題に真摯に向き合い、粘り強く対応することで、老朽危険家屋の解消を図り周辺の住環境の保全を図っていく。
	③ ごみ屋敷対策にお ける解決件数 (累計)	507件 (H28年度)	1,000件 (R3年度)	929件 (R3年度)	● 未達見込	1,500件 (R8年度)	—	生活環境保 全課	ごみ屋敷原因者への支援に重点を置き、福祉、介護等と連携しながら取り組みを進め、概ね達成できた。受付累計997件に対し、解決累計929件であり、解決率も93.2%と高い水準を維持している。	—	ごみ屋敷ごとに原因が複数あることから、それぞれの原因者に応じた対応を行う粘り強く対応していく。 (1) 新規事業である「ごみ屋敷対策相談医」と連携し、ごみ屋敷原因者に応じた対策を図り、早期対応・早期解決を目指す。 (2) 福祉など関係所管と連携し、再発させないための根本的解決を図る。 (3) 職員による定期的な訪問やごみ出し等の支援を行う。

施策の方向	施策指標	計画初期値	想定中間値	検証中間値	進ちよく評価	最終目標		担当所管	中間期までに行った目標達成のための主な取り組みと検証	目標値変更の理由と変更目標値の設定根拠	目標達成のための今後の取り組み																							
						当初	変更																											
D-1 人にやさしい住まいリフォームの推進	① 高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率	41.8% (H25年)	47% (R3年)	※参考値 (38.3%) (H30年)	… 評価除外	50% (R8年)	50% (R5年)	住宅課 高齢福祉課	介護保険給付事業によるバリアフリー化のほか、高齢者住宅改修事業の活用により、要介護状態になることを予防する、或いは要介護認定者の在宅生活の継続を図る目的での住宅改修を促進し、バリアフリー化率の向上に取り組んでいる。 また、公営住宅の建替えにあたっては、東京都福祉のまちづくり条例等との適合を図り、バリアフリー化を推進している。	【評価除外】 平成25年と平成30年に実施された「住宅・土地統計調査」比較したところ、異常値（バリアフリー率が減る）が発現したため、令和5年に実施される「住宅・土地統計調査」の結果を踏まえ総合的に評価する。 なお、目標の算定年を統計の実施年度である令和8年から令和5年に変更した。	引き続き、現状の取り組みを継続していく。																							
	② 住宅改良助成事業、高齢者住宅改修事業（予防給付・設備改修）、障がい者住宅設備改善事業住宅改修費、介護保険（住宅改修費）の件数【ユニバーサルデザイン推進計画】	2,247件 (H28年度)	2,317件 (R3年度)	2,173件 (R3年度)	● 未達見込	3,000件 (R8年度)	2,310件 (R8年度)	都市建設課 建築防災課 高齢福祉課 障がい福祉課 介護保険課	区ユニバーサルデザイン推進計画（以下「UD計画」という。）に基づき、安全で安心な住宅を普及するため、段差の解消、手すりの取付け及び住宅設備の改善等に係る費用の一部に対して助成や給付等を行っている。 各事業については、所管担当ごとにホームページやあだち広報を通じて周知活動を行っているほか、設計・工事業者、地域包括支援センター等の事業者を通じた制度案内も行っている。 今回算定した令和3年度の実績については、想定中間値にやや欠ける結果であったが、新型コロナウイルス感染症を原因とする材料不足等が解消することにより、目標の達成が可能なものと思われる。	UD計画において目的としている「だれもが暮らしやすい住宅に居住することを支援する。」と本計画の目的は合致する。このため、本計画における指標、実績値及び目標値をUD計画に併せ、統一することとする。 表5 実績内訳と目標達成率（令和3年度） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績</th> <th>目標</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅改良</td> <td>77 (25)</td> <td>20</td> <td>125%</td> </tr> <tr> <td>高齢予防</td> <td>46</td> <td>47</td> <td>98%</td> </tr> <tr> <td>高齢設備</td> <td>77</td> <td>100</td> <td>77%</td> </tr> <tr> <td>障がい</td> <td>26</td> <td>30</td> <td>87%</td> </tr> <tr> <td>介護保険</td> <td>1999</td> <td>2120</td> <td>94%</td> </tr> </tbody> </table> （ ）内はバリアフリー関連助成件数		実績	目標	達成率	住宅改良	77 (25)	20	125%	高齢予防	46	47	98%	高齢設備	77	100	77%	障がい	26	30	87%	介護保険	1999	2120	94%
	実績	目標	達成率																															
住宅改良	77 (25)	20	125%																															
高齢予防	46	47	98%																															
高齢設備	77	100	77%																															
障がい	26	30	87%																															
介護保険	1999	2120	94%																															
D-2 住宅セーフティネットの充実	① 住宅あっせん事業の利用件数（累計）	—	50件 (R3年度)	256件 (R3年度)	◎ 達成	100件 (R8年度)	削除	住宅課	住宅あっせん事業については不動産関係団体の協力のもと、住宅確保要支援者（高齢者・障がい者等）の希望する条件に合った民間賃貸住宅の情報を提供し、住居をあっせんしてきた。 10件/年の合計100件を目標としていたが、結果として、令和3年までの時点で256件の相談を受け、進ちよく予定を大幅に上回った。	【事業終了予定】 住宅確保要支援者（高齢者・障がい者等）の住宅探しについては、令和3年度から開始した「お部屋探しサポート事業」に移行することとしたため、事業を終了し、目標値を削除する。	—																							
表6 事業期間中の各年度別実績 単位:件																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>R2</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4</td> <td>54</td> <td>92</td> <td>54</td> <td>52</td> <td>256</td> </tr> </tbody> </table>											H28	H29	H30	H31	R2	合計	4	54	92	54	52	256												
H28	H29	H30	H31	R2	合計																													
4	54	92	54	52	256																													

施策の方向	施策指標	計画初期値	想定中間値	検証中間値	進ちよく評価	最終目標		担当所管	中間期までに行った目標達成のための主な取り組みと検証	目標値変更の理由と変更目標値の設定根拠	目標達成のための今後の取り組み
						当初	変更				
D-2 住宅セーフティネットの充実	② 区営住宅の児童養護施設退所者等への定期使用住宅供給戸数	—	5戸 (R3年度)	5戸 (R3年度)	○ 達成見込	10戸 (R8年度)	—	住宅課	建替えした区営住宅に単身者向け住居を作り、そのうち5戸を区内の福祉法人と連携し、児童養護施設退所者等へ供給できた。目標に対して予定どおり進ちよくすることができた。	—	今後も建替えに併せて児童養護施設退所者等を対象とした住戸を確保していくことで児童養護施設退所者等に対する住宅支援を拡充していく。
	③ 都営住宅の募集戸数に対する地元割り当ての住戸の割合	3.8% (H28年度)	30% (R3年度)	2.53% (R3年度)	● 未達見込	50% (R8年度)	—	住宅課	年2回の地元割り当ての住戸は、募集、抽選、資格審査を区で実施することになっている。資格審査事務が煩雑なため、1人当たりの資格審査にかなりの時間を要し、受け入れの件数を伸ばすことができなかった。	—	都からの割り当て件数を増加させるには、区の受け入れ態勢の強化と事務の効率化が必須である。このため、資格審査事務を委託することの検討をはじめ、AI判定による審査手法の研究などを行っていく。
	④ 高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の登録件数	2,677戸 (H28年度)	3,000戸 (R3年度)	2,830戸 (R4年度)	● 未達見込	5,000戸 (R8年度)	—	住宅課	国のセーフティネット住宅登録制度や東京都の「東京ささエール住宅」制度について、不動産協会のセミナーや連絡会を通じて周知啓発を図った。	—	耐震補強費用や住宅改修費用を活用し、空き家や民間賃貸住宅の空き住戸を中心に、セーフティネット登録住宅の促進を図る。
D-3 地域による交流・見守りと福祉施設等との連携	① 地域包括支援センターでの相談件数	71,466件 (H27年度)	91,210件 (R2年度)	104,042件 (R2年度)	○ 達成見込	110,867件 (R6年度)	削除	地域包括ケア推進課	平成30年度から地域包括支援センターの担うべき業務の整理を行い、令和2年度から地域包括支援センター業務の実態把握訪問を強化した。	【目標変更】 令和3年に行われた基本計画の改定により指標としての取扱が終了したことから、施策目標としての目標値を設定することは取り止めた。事業については、引き続き継続して実施していく。	—
	② 「絆のあんしん協力機関」登録町会・自治会数(累計)	39町会・自治会 (H28年度)	100町会・自治会 (R3年度)	130町会・自治会 (R3年度)	◎ 達成	130町会・自治会 (R8年度)	160町会・自治会 (R8年度)	絆づくり担当課	各地域包括支援センターと連携した登録の働きかけにより、計画策定時の目標を上回った。	【目標変更】 令和3年度の実績値が令和8年度の目標値に至ったため、上方修正する。	アフターコロナに向け、地域活動が活発になっていくことを見込み、引き続き地域包括支援センターとの連携や、広報、ホームページ、SNS等による情報発信を積極的に行い、地域の見守りネットワークの拡大を図っていく。
	③ 認知症サポーター養成講座終了者数	4,114人 (H27年度)	9,114人 (R2年度)	1,045人 (R2年度)	● 未達見込	13,114人 (R6年度)	削除	地域包括ケア推進課	新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言中は実施を中止し、宣言解除後も受講人数を制限して実施したため目標を下回った。	【目標変更】 令和3年に行われた基本計画の改定により指標としての取扱が終了したことから、施策目標としての目標値を設定することは取り止めた。 事業については、引き続き継続して実施していく。	—

施策の方向	施策指標	計画 初期値	想定 中間値	検証 中間値	進ちよく 評価	最終目標		担当所管	中間期までに行った 目標達成のための 主な取り組みと検証	目標値変更の理由と 変更目標値の設定根拠	目標達成のための 今後の取り組み
						当初	変更				
E-1 足立に暮らす 魅力の創出	① エリアデザインがある地域ブロックで暮らしやすいと感じている区民の割合 【基本計画】	79.9% (H27年度)	81.9% (R2年度)	※参考値 (86.0%) (R2年度)	▲ 評価保留	83.9% (R6年度)	90% (R6年度)	まちづくり課	【既出の記載内容と同一のため省略します。10・11ページのA-2①を参照ください。】		
	② 樹木被覆率	8.3% (H27年度)	8.5% (R2年度)	9.4% (H29年度)	◎ 達成	8.7% (R6年度)	9.8% (R6年度)	パークイノベーション推進課	<p>既存樹木の適切な管理による「保全」や生長、新しい公園や大規模開発地の緑地整備などの「創出」の取り組みにより、中間値の目標を上回った。なお、保全と創出のこれまでの具体的な取り組みは以下のとおりである。</p> <p>1 「保全」の取り組み (1) 公共施設（公園、道路、学校、団地等）の緑の維持・保全 (2) 民有地における保存樹木及び存樹林の指定・支援</p> <p>2 「創出」の取り組み (1) 公園の重点整備 (2) 公共施設における積極的な緑化推進 (3) 民有地における緑化の積極的誘導と支援</p>	<p>【目標変更】</p> <p>第三次足立区緑の基本計画の目標値と整合をとるため。</p>	<p>第三次足立区緑の基本計画に基づき、以下のような「まちづくり」と「ひとづくり」に取り組む。</p> <p>1 「まちづくり」の取り組み (1) まちの骨格となる緑地の形成と拡充 (2) 公共施設における貴重な既存樹木の保全 (3) 民有地内の建築行為に伴う緑地の確保と魅力向上 (4) 民有地における大木・樹林の保全と地域で守り育てるしくみ作り</p> <p>2 「ひとづくり」の取り組み (1) 緑を育む協創事業の展開 (2) 緑や樹木の効果の普及啓発</p>
	③ 「よく行く、または行きたい公園がある」と思う区民の割合	42% (H27年度)	44% (R2年度)	48% (R2年度)	◎ 達成	46% (R6年度)	51% (R6年度)	パークイノベーション推進課	<p>第三次足立区緑の基本計画に基づき、「目的に合わせて選べる公園整備」「計画的で効率的な公園改修」「公園利用のきっかけづくり」を進めている。</p> <p>令和2年度の時点で、目標を大きく上回った。役割分担に基づき整備された公園が増えてきたことや、公園を利用したイベントの開催や、情報発信を継続して行っていたことが要因であると考えられる。</p>	<p>【目標変更】</p> <p>重点プロジェクトの目標値と整合をとるため。</p>	<p>第三次足立区緑の基本計画に基づき公園整備、ソフト事業、情報発信を継続して取り組み地域の公園の魅力を高めていく。</p>



パークイノベーションに基づき整備された公園



公園を利用したイベント（パークで筋トレ）



SNSや区ホームページを利用した情報発信

施策の方向	施策指標	計画初期値	想定中間値	検証中間値	進捗よく評価	最終目標		担当所管	中間期までに行った目標達成のための主な取り組みと検証	目標値変更の理由と変更目標値の設定根拠	目標達成のための今後の取り組み
						当初	変更				
E-1 足立に暮らす魅力の創出	④ 自然・緑化対策に対する区民の満足度 【都市計画マスタープラン】	57.4% (H27年度)	61.0% (R2年度)	69.8% (R2年度)	◎ 達成	65.0% (R8年度)	73.0% (R8年度)	パークイノベーション推進課	既存樹木の適切な管理による「保全」や生長、新しい公園や大規模開発地の緑地整備などの「創出」の取り組みにより、中間値の目標を上回った。なお、保全と創出のこれまでの具体的な取り組みは以下のとおりである。 1 「保全」の取り組み (1) 公共施設（公園、道路、学校、団地等）の緑の維持・保全 (2) 民有地における保存樹木及び存樹林の指定・支援 2 「創出」の取り組み (1) 公園の重点整備 (2) 公共施設における積極的な緑化推進 (3) 民有地における緑化の積極的誘導と支援	【目標変更】 都市計画マスタープランの目標値と整合をとるため。	第三次足立区緑の基本計画に基づき、以下のような「まちづくり」と「ひとづくり」に取り組む。 1 「まちづくり」の取り組み (1) まちの骨格となる緑地の形成と拡充 (2) 公共施設における貴重な既存樹木の保全 (3) 民有地内の建築行為に伴う緑地の確保と魅力向上 (4) 民有地における大木・樹林の保全と地域で守り育てるしくみ作り 2 「ひとづくり」の取り組み (1) 緑を育む協創事業の展開 (2) 緑や樹木の効果の普及啓発
E-2 快適に歩ける生活環境づくり	① 平成29年度以降にバリアフリーに対応した整備を行った歩道の延長(累計) 【基本計画】	0m (H27年度)	1,800m (R2年度)	1,610m (R2年度)	● 未達見込	4,000m (R6年度)	—	道路整備課	足立区バリアフリー地区別計画区役所周辺地区に基づき、主要駅から区役所までの歩道のバリアフリー化を行った。また、都市計画道路整備の際にも「道路の移動円滑化整備ガイドライン」等に則り整備を行った。	—	引き続き、足立区バリアフリー地区別計画に基づき歩道のバリアフリー化を進める。また、新設道路整備等においても引き続きバリアフリー化に努めていく。
	② 「景観・街並みが良好である」と思う区民の割合 【基本計画】	34.6% (H27年度)	42% (R2年度)	51.8% (R2年度)	◎ 達成	50% (R6年度)	—	都市建設課	景観形成に関するリーフレットの配布、毎月のSNSによる情報発信を行ったことにより、区民の景観に対する意識が向上し、身近な景観の魅力に気付くきっかけになったと考える。	—	区民の景観への関心をさらに高め、区民とともに魅力ある景観資源を発掘していくため、これまでの取組みに加え、まち歩きやワークショップ等の開催、特定地区に関する情報発信などを行い、景観形成に関する普及啓発の取組みを一層進めていく。
E-3 シティセールスと地域住民による魅力発信	① 足立区を「人に勧めたい」と思う区民の割合 【基本計画】	48% (H28年度)	53% (R2年度)	50.5% (R2年度)	● 未達見込	58% (R6年度)	—	シティプロモーション課	中間値には届かなかったが、ボトルネック的課題の解決に向けた取り組みの成果が出てきたことや、テレビや雑誌などのメディアで「自然」や「買い物のしやすさ」など住環境を含め良い話題を取り上げられたことが一助となり、令和元年度には調査開始（平成21年度）以来、初めて5割を超えた。但し、コロナ禍が続いた令和3・4年度は5割を下回っており減少傾向にある。一過性のもので考えられるが、今後の動向を注視していく必要がある。	—	区外からも評価が高い住環境を始めとした足立区の魅力を区内外に広くPRしていくことで、区民のまちを「勧めたい」気持ちを高めていく。
	② 「景観・街並みが良好である」と思う区民の割合 【基本計画】	34.6% (H27年度)	42% (R2年度)	51.8% (R2年度)	◎ 達成	50% (R6年度)	—	都市建設課	【既出の記載内容と同一のため省略します。このページのE-2②を参照ください。】		

施策の方向	施策指標	計画 初期値	想定 中間値	検証 中間値	進ちよく 評価	最終目標		担当所管	中間期までに行った 目標達成のための 主な取り組みと検証	目標値変更の理由と 変更目標値の設定根拠	目標達成のための 今後の取り組み
						当初	変更				
E-4 区民等への 情報発信・開 示の強化	① 「必要な時に必要 とする情報が得られ ている」と思う区民 の割合	67.5% (H27 年度)	70% (R2 年度)	73.9% (R2 年度)	○ 達成見込	75% (R6 年度)	—	報道広報課	庁内全体の情報発信力強化に加え、区公式LINE アカウントやスマートフォンニュースでの区公式チャンネル開設など、新たなデジタルツールの導入により、区民が「必要時に情報を確実に得られる」環境を整えてきた成果であると考えます。	—	課題解決や新たな魅力づくりに向かって、区民一人ひとりの行動や区民参画量の増加につながる情報発信を積極的に展開していく。そのために、区民に「伝わり・届く」情報を積極的に提案・発信することのできる職員の育成を図っていく。
F-1 環境に配慮し た住まいづくり	① 着工戸建て住宅の 長期優良住宅認定 割合 【基本計画】	14.95% (H25～ 27 年度 の平均)	18% (R2 年度)	13.42% (R2 年度)	● 未達見込	22% (R6 年度)	—	住宅課 建築審査課	住まいに関する相談等を利用して制度の周知を図るとともに、建築に関する相談窓口でパンフレットを配布するなど、長期にわたり良好な状態で使用できる優良な住宅の建設促進を誘導してきた。 今回、目標が下回った要因としては、長期使用構造等の適合にあたり総体的に工事費が高くなってしまったことや、昨今の不動産価格や建設費の高騰などが影響していると思われる。	—	今後も引き続き、新たに創設された災害配慮基準等の長期優良住宅の普及や新たな生活様式に関する住宅改良助成などについて、住まいの相談や住宅相談会などを利用して促進を図ることで、暮らしやすい居住環境を推進し目標達成を目指す。
	② 一定の省エネルギー 対策を講じた住 宅の割合	16.9% (H25 年)	23% (R3 年)	23.5% (H30 年)	○ 達成見込	26% (R8 年)	26% (R5 年)	環境政策課	所管において、省エネにつながるリフォームに対し下記の助成を行ってきた。 《省エネルギー補助金（年度により名称の変更あり）》 【事業概要】 (1) 対象機器 二重窓・複層ガラス、遮熱塗装等（年度によって種別は異なる） (2) 補助金額 補助対象経費の3分の1 上限額は5万円（年度によって金額は異なる） (3) 対象者 区内の自ら居住する自宅に 対象の改修工事をした個人 平成24年度より助成制度を通じて既存住宅の省エネルギーを普及・推進してきた結果、平成30年度の施策指標の成果は23.5%と目標を達成した。	【目標変更】 指標値は住宅・土地統計調査の数値を採用しているため、中間値の算定基準年を平成30年に変更した。 また、目標の算定年を統計の実施年である令和8年から令和5年に変更した。	令和4年6月、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の公布により、原則、全ての新築住宅が省エネルギー基準に適合することが義務化（公布後3年以内に施行）され、2030年度までには、新築時に適合する省エネルギー基準がZEH・ZEB基準へ段階的に引き上げられることとなった。（下図参照） また、東京都では、2030年までに都内の温室効果ガスを50%削減する「カーボンハーフ」の実現を目標に掲げ、新築住宅等への太陽光発電設備の設置、断熱・省エネ性能の確保等を義務付ける制度にし、官民一体となって低炭素住宅の推進を開始した。これらの施策により住宅の新築・更新により省エネ化が進むこととなるが、一般的な建替えのタイミングは40～50年間隔であり、急速な低炭素住宅・ZEH化には至らないものと思われる。このため、既存住宅に対して省エネルギー等の誘導を図る必要がある。 今後において、区民・事業者へ普及啓発を推進するとともに、省エネ化への補助制度により有効かつ効率的な事業展開を行っていく。
<p>図 2050年カーボンニュートラルに向けた取組</p> <p>抜本的な取組の強化が必要不可欠</p> <p>新築について、ZEH・ZEB水準の省エネ性能の確保を目指す</p> <p>ストック平均で、ZEH・ZEB（ネットゼロ・エネルギー・ハウス/ビル）水準の省エネ性能の確保を目指す</p> <p>2030年</p> <p>2050年</p>											

施策の方向	施策指標	計画 初期値	想定 中間値	検証 中間値	進ちよく 評価	最終目標		担当所管	中間期までに行った 目標達成のための 主な取り組みと検証	目標値変更の理由と 変更目標値の設定根拠	目標達成のための 今後の取り組み																							
						当初	変更																											
F-1 環境に配慮した住まいづくり	③ 環境のために、節電や節水等省エネルギーを心掛けている区民の割合 【基本計画】	54.6% (H27 年度)	62.3% (R2 年度)	46.4% (R2 年度)	● 未達見込	70.0% (R6 年度)	—	環境政策課	区民の意識変容及び行動変容を促すため、省エネ・創エネ行動の促進につながる助成制度を設けるとともに、地球温暖化対策の推進に関するテーマの情報発信（あだち広報、区ホームページ、SNS、チラシ配布等）を行ってきた。（表7参照） 平成23年の東日本大震災直後は停電への危機感もあり、省エネを心がける区民の割合は69.6%と高い数値であったが、その後は徐々に低下し50%前後の横ばい状態が続いており、想定していた割合には届かなかった。	あだち広報やSNSなど様々な媒体で環境問題に関する情報発信を行うとともに、その回数も増やしていくことで区民の意識変容につなげていく。特に、省エネ意識の回答率が低い20代～30代への効果的なアプローチを検討し、全ての世代において省エネを心がける割合の増加を促進する。また、幼少期や小学校など早期からの環境教育を充実させるとともに、これまでのリモートやオンラインの取り組みを活かした講座やイベントなどを実施することで、環境問題の理解を深め、行動変容につながるよう啓発活動に取り組んでいく。																								
											表7 情報発信回数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標値</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>120</td> <td>240</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>47</td> <td>111</td> <td>230</td> <td>294</td> <td>248</td> </tr> <tr> <td>達成率</td> <td>78%</td> <td>185%</td> <td>192%</td> <td>123%</td> <td>103%</td> </tr> </tbody> </table>											年度	H28	H29	H30	R1	R2	目標値	60	60	120	240	240	実績
年度	H28	H29	H30	R1	R2																													
目標値	60	60	120	240	240																													
実績	47	111	230	294	248																													
達成率	78%	185%	192%	123%	103%																													
F-2 既存ストックの流通促進	① 区が主催する総合住宅相談会の参加人数(累計)	—	300人 (R2 年度)	51人 (R2 年度)	● 未達見込	600人 (R8 年度)	110人 (R8 年度)	住宅課	平成11年から実施してきた総合住宅相談会は、あだち広報、ホームページ及び協力団体による地道な周知活動により、区民の認知度を獲得してきたところである。 相談会は弁護士・税理士・司法書士・不動産鑑定士・土地家屋調査士・宅地建物取引士・建築士・マンション管理士・民間金融機関などが一体となり、既存ストックの流通に関する相談のみならず、売買・近隣問題・税金・建築施工・リフォーム・相続など住まいに関するオールジャンルの相談に応じている。 新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言中は開催を中止し、宣言解除後も感染予防のため開催を抑制したため、低調な結果となった。	【目標変更】 相談会が開始された平成11年とは異なり、現在においては、協力団体が行っている無料相談をはじめ、様々な民間住宅関係団体が無料相談を開始し、住民の悩みの解決に対応を開始している。また、インターネットの普及により、相談者が自ら対応事例を検索し、疑問等の解決が容易となった。これらにより総合住宅相談会の実質的な相談需要は減少傾向にある。さらに令和2年から4年にかけては、新型コロナウイルス感染症の拡大により開催を中止した。 このため目標値の600人の達成は困難であることから、目標を下方修正した。	様々な専門家に一度に相談できる本相談会は一定の需要が存在するため、引き続き、関係団体と共同で周知を図り、新規相談者の掘り起こしを行っていく。他方、インターネットの普及により悩みごとを検索し、即座に解決することについて行うことが容易となった。また、Web会議システムを利用した無料相談会も民間資格者団体で始められている。このようななか、現状の相談会のあり方について慎重な検討が必要である。																							

既存計画	中間見直し	計画 初期値	想定 中間値	検証 中間値	進ちよく 評価	最終目標		担当所管	中間期までに行った 目標達成のための 主な取り組みと検証	目標値変更の理由と 変更目標値の設定根拠	目標達成のための 今後の取り組み
						当初	変更				
F-2 既存ストック の流通促進	② リフォームの年間実 施戸数	6千戸 (H25年)	8千戸 (R3年)	5,300戸 (H30年)	...	1万戸 (R8年)	1万戸 (R5年)	住宅課	住宅改良助成をはじめ、耐震改修助成などリフォームに資する制度の活用について区民及び施工業者等に周知し、一定の効果があったと思われる。しかし、実績として掲げた平成30年の値は平成25年次より低下しているため、現状のままでは目標達成が困難と想定される。ただし、現状の統計データからは令和3年度の実績値が算定できないため、正確な検証は次回の統計結果の公表後に総括する。	【目標変更】 目標の算定年を土地・家屋統計調査の実施年である令和8年から令和5年に変更した。	今後は地球温暖化等の環境対策のため、創エネ・省エネリフォームに関心が集まるものと思われる。区で実施している様々な助成制度の周知をより強化して行っていく。
	③ 既存ストックの利活用に関する相談及び利活用を促進するための講座等のイベント参加人数 (累計)	—	500件 (R3年度)	1,010件 (R3年度)	◎ 達成	1,000件 (R8年度)	—	住宅課	【既出の記載内容と同一のため省略します。9ページのA-1③を参照ください。】		
F-3 マンションの 総合対策	① 区が主催する分譲マンション維持管理セミナーへの参加人数(累計)	—	500人 (R3年度)	112人 (R3年度)	● 未達見込	1,000人 (R8年度)	600人 (R8年度)	住宅課	分譲マンション維持管理セミナーは年間2回実施し、1回あたりの参加者数の目標が50名のところ、概ね40名程度の参加で推移している。 新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言中は開催を中止し、宣言解除後も感染予防のため開催を抑制したため、低調な結果となった。	【目標変更】 新型コロナウイルス感染症による開催中止分(6回中止)による見込み参加者数を差し引き、目標を改め、新たに600人を目標とする。	分譲マンションの「2つの古い(住民の高年齢化・建物の老朽化)」は喫緊の問題であり、早急な対策が必要である。 問題が顕在化する前までに管理に関する周知・啓発に努め、より強力な情報発信を行っていく必要がある。 今後は多くの住民にマンション管理の重要性を説く機会を増やすセミナーの実施形態の見直しを実施していく。
	② マンション管理アドバイザー派遣件数 (累計)	—	350件 (R3年度)	201件 (R3年度)	● 未達見込	800件 (R8年度)	500件 (R8年度)	住宅課	新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言中は派遣を中止し、宣言解除後も感染予防のため派遣を抑制したため、低調な結果となった。	【目標変更】 新型コロナウイルス感染症による派遣中止・自粛分による見込み件数を差し引き、目標を改め、新たに500件を目標とする。	個々のマンション管理組合の課題解決のため、引き続き派遣事業を実施していく。

既存計画	中間見直し	計画初期値	想定中間値	検証中間値	進ちよく評価	最終目標		担当所管	中間期までに行った目標達成のための主な取り組みと検証	目標値変更の理由と変更目標値の設定根拠	目標達成のための今後の取り組み
						当初	変更				
G-1 公営住宅の適正配置	① 一般区営住宅の住棟数(集約目標)	24棟 (H28年度)	22棟 (R3年度)	23棟 (R3年度)	● 未達見込	18棟 (R8年度)	20棟 (R8年度)	区営住宅更新担当課	住戸数を減らさずに区営住宅の適正配置のために集約建替えを実施している。 令和3年度は建替え時期を迎えた新田地区の区営住宅をについて住棟数を2棟から1棟に集約する建替えに取り組み、新田三丁目アパートの解体工事を実施した。	【目標変更】 大谷田地域の区営住宅の建替え計画について実施時期を変更したため、住棟数を変更した。	引き続き、建替え時期を迎えた区営住宅の集約建替えに取り組んでいく。
	② 公共住宅団地(創出用地)における、高齢者世帯、子育て世帯の支援施設や道路・公園等の地域連携施設等の整備件数(累計)	35件 (H28年度)	42件 (R3年度)	42件 (R3年度)	○ 達成見込	47件 (R8年度)	—	区営住宅更新担当課	都営住宅・UR都市機構等の公共住宅団地の建替えに伴い、事業者と建替え協議を重ね、団地や住棟を集約した結果、地域の拠点となる施設のための用地を創出することができた。 また、地域コミュニティ活性化に向けたファミリー住戸についても事業者と連携し供給を行うことができた。 なお、平成28年度から令和3年度までに行った公共団地(創出用地)における拠点整備等の実績は以下のとおりである。 ① 区立興本保育園 ② 区立扇彫刻のある公園 ③ 都営扇三丁目第2アパート区道 ④ 東京女子医科大学附属足立医療センター ⑤ 区立江北小学校 ⑥ 区立江北平成公園 ⑦ 区立江北キリン公園	—	引き続き公共住宅団地の建替えを機に、事業者と連携した公共施設の整備と拠点づくりを行っていく。
G-2 公営住宅の建替えに伴う地域連携	① 公共住宅団地(創出用地)における、高齢者世帯、子育て世帯の支援施設や道路・公園等の地域連携施設等の整備件数(累計)	35件 (H28年度)	42件 (R3年度)	42件 (R3年度)	○ 達成見込	47件 (R8年度)	—	区営住宅更新担当課	【既出の記載内容と同一のため省略します。このページのG-1①を参照ください。】		
H-1 ミクストコミュニティやソーシャルミックスの推進	① 公共住宅団地(創出用地)における、高齢者世帯、子育て世帯の支援施設や道路・公園等の地域連携施設等の整備件数(累計)	35件 (H28年度)	42件 (R3年度)	42件 (R3年度)	○ 達成見込	47件 (R8年度)	—	区営住宅更新担当課	【既出の記載内容と同一のため省略します。このページのG-1①を参照ください。】		
	② 都営住宅の募集戸数に対する地元割り当ての住戸の割合	3.8% (H28年度)	30% (R3年度)	2.53% (R3年度)	● 未達見込	50% (R8年度)	—	住宅課	【既出の記載内容と同一のため省略します。20ページのD-2③を参照ください。】		

